

公表

事業所における自己評価結果

事業所名	東近江市発達支援センター　めだかの学校	公表日	令和7　年　3　月　14　日
------	---------------------	-----	----------------

		チェック項目	はい	いいえ	工夫していると思う点・改善が必要だと 思われる点など	課題や改善すべき点
環境・運営・体制整備	1	訪問支援に使用する場合の教具教材は適切であるか。	6	2	個別に課題に応じた教材を用意している。 児発と共有している教材があり、調整が必要である。使用頻度の多い物は、単独で所有することが必要である。 保護者への振り返りの時に、iPadを使用している が数が十分ではない。 必要な道具を確保することが必要である。	保護者との活動の振り返りで使用するiPad等使用 頻度が高い物を挙げて、訪問支援用に用意してい く。
	2	利用希望者に対して、職員の配置数は適切であるか。	7	1		
業務改善	3	業務改善を進めるためのPDCA サイクル(目標設定と振り返り)に、 広く職員が参画しているか。	6	2	定期的にスタッフミーティングを行っている。 マニュアルが整備できていない。	マニュアルを作成する。
	4	保護者向け評価表により、保護者等の意向等を把握する機会を設け ており、その内容を業務改善につなげているか。	7	1		
	5	従業者の意見等を把握する機会を設けており、その内容を業務改善 につなげているか。	7	1	月に一回程度定期的にミーティングを実施してい る。 これまでを振り返り改善を必要とする。	
	6	第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている か。	5	3	保育所等訪問支援について第三者による外部評価 が実施されてない。	令和7年度より、児童発達支援に併せて外部 評価を行う。
	7	職員の資質の向上を図るために、研修を受講する機会や法人内等で 研修を開催する機会が確保されているか。	8			
適切な支援の提供	8	個々のこどもに対してアセスメントを適切に行い、こどもと保護者 のニーズや課題を客観的に分析した上で、保育所等訪問支援計画を 作成しているか。	8			
	9	保育所等訪問支援計画を作成する際には、児童発達支援管理責任者 だけでなく、こどもの支援に関わる職員が共通理解の下で、こども の最善の利益を考慮した検討が行われているか。	7	1		
	10	保育所等訪問支援計画を作成する際には、訪問先施設の担当者等と 連携し、訪問先施設や担任等の意向を盛り込んでいるか。	8			
	11	保育所等訪問支援計画が職員間に共有され、計画に沿った支援が行 われているか。	8			
	12	こどもの適応行動の状況を、標準化されたツールを用いたフォー マルなアセスメントや、日々の行動観察なども含むインフォーマルな アセスメントを使用する等により確認しているか。	8			
	13	保育所等訪問支援計画には、保育所等訪問支援ガイドラインの「保 育所等訪問支援の具体的内容」も踏まえながら、具体的な支援内容 が設定されているか。	8			
	14	保育所等訪問支援計画が職員間で共有され、計画に沿った支援が行 われているか。	8			
	15	支援開始前には職員間で必ず打合せを行い、その日行われる支援の 内容や役割分担について確認し、チームで連携して支援を行ってい るか。	8		事前に訪問先の園の先生と、その日の保育内容に ついての確認をしている。 保育士と心理士が訪問する時には、保育内容と支 援についての打ち合わせを行っている。	
	16	支援終了後には、職員間で必ず打合せを行い、その日行われた支援 の振り返りを行い、気付いた点等を共有しているか。	8			

	17	保育所等訪問支援を実施する際、訪問先の理念や支援手法を尊重して支援を行っているか。	8		園の意向を聞き取るようにしている。	
	18	毎回の支援に関して、記録を取ることを徹底し、支援の検証・改善に繋げているか。	8			
	19	定期的に保護者や訪問先の意向の確認やモニタリングを行い、保育所等訪問支援計画の見直しの必要性を判断し、適切な見直しを行っているか。	8		半年ごとに支援目標を確認し、サービスの継続の有無について意向を確認している。	
関係機関や保護者との連携	20	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議や関係機関との会議に、そのこどもの状況をよく理解した者が参画しているか。	6	2		
	21	地域の保健、医療（主治医や協力医療機関等）、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携して支援を行う体制を整えているか。	7	1	教育との直接の連携は行っていない。 家庭支援が必要なケースは、こども相談支援課の担当と情報の共有を行った。	
	22	就学時の移行の際には、小学校や特別支援学校(小学部)との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っているか。	6	1	実施できていない。 保護者の要望により、就学先の引継ぎ会に参加し、児の支援内容について情報を共有した。	
	23	質の向上を図るため、積極的に専門家や専門機関等に助言を受けたり、職員を外部研修に参加させているか。	7	1		
	24	(自立支援)協議会子こども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加しているか。	5	3		
	25	日頃からこどもの状況を保護者と伝え合い、こどもの発達状況や課題について共通理解を持っているか。	8		少なくとも二か月に一度は保護者面談を実施している。	
	26	家族の対応力の向上を図る観点から、家族に対して家族支援プログラム(ペアレント・トレーニング等)や家族等の参加できる研修の機会や情報提供等を行っているか。	6	2	回数は少ないが実施している。 情報の提供の機会を作っている。 保護者の集いを開催し、保護者同士が話し合えたり、学べたりする場を提供している。	
保護者等への説明等	27	運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っているか。	8			
	28	訪問先施設に対し、事業の趣旨や訪問支援の目的等について適切に説明を行っているか。	8			
	29	保育所等訪問支援計画を作成する際には、こどもや保護者の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の観点を踏まえて、こどもや家族の意向を確認する機会を設けているか。	7		子どもの意向は、観察等から推測している。	
	30	「保育所等訪問支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から保育所等訪問支援計画の同意を得ているか。	8			
	31	定期的に、家族等からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っているか。	8		面談の場を設定したり、必要に応じて電話連絡をしている。	
	32	父母の会の活動を支援することや、保護者会等を開催する等により、保護者同士で交流する機会を設ける等の支援をしているか。また、きょうだい同士で交流する機械を設ける等の支援をしているか。	4	4	一部、保護者同士の交流する機会を設けている。 きょうだいが交流する場の提供はできていない。	引き続き保護者同士の交流の場、機会を設けていきます。
	33	こどもや保護者からの相談や申入れについて、対応の体制を整備するとともに、こどもや保護者に周知し、相談や申入れがあった場合に迅速かつ適切に対応しているか。	8			
	34	定期的に通信等を発行することや、HPやSNS等を活用することにより、活動概要や連絡体制等の情報をこどもや保護者に対して発信しているか。	1	7	訪問支援について情報発信をしたことがない。	児童発達支援めだかの学校で発行しているめだか通信を訪問支援の保護者に配布します。
	35	個人情報の取扱いに十分留意しているか。	8			
	36	障害のあるこどもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしているか。	8			

訪問先施設への説明等	37	訪問支援に加え、訪問先からの相談等に適切に応じる体制を整え、必要な助言や支援を行っているか。	8			
	38	保育所等訪問支援の実施後に、訪問先施設とカンファレンスを行っているか。	7	1	担任へのフィードバックをしている。 園長・コーディネーターを含むカンファレンスはしていない。	担任以外の職員にも共有できるようにします。
	39	保育所等訪問支援の実施後に、家族等へ適切に支援内容等の共有を行っているか。	8		二か月に一回、保護者と共有している。	
	40	個人情報の取扱いに十分留意しているか。	8			
	41	訪問先施設からの相談に適切に応じ、信頼関係を築きながら、専門的な助言を行っているか。	8			
非常時等の対応	42	事故防止マニュアル、緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や家族等に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施しているか。	2	5	訪問支援にはマニュアルがない。	訪問先の園のマニュアルに沿って、対応します。 サービス利用開始時に、訪問先のマニュアルについて確認し、保護者についても同様の説明を行います。
	43	安全計画を作成し、安全管理に必要な研修や訓練、その他必要な措置を講じる等、安全管理が十分された中で支援が行われているか。	2	5	訪問支援にはない。 活動中の怪我や非常事態の対応、連携の仕方が不明確である。 非常時の対応について、園とは共有できていない。	非常時の対応について、サービス利用開始時に訪問先の園に確認し、保護者についても同様の説明を行います。
	44	ヒヤリハットを事業所内で共有し、再発防止に向けた方策について検討をしているか。	7			
	45	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしているか。	8			
	46	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載しているか。	7			